

国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程

制定 平成27年3月31日 26規程第88号

(13規程第43号の全部改正)

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 監事の職責等（第2条・第3条）
- 第3章 監事監査の環境整備（第4条～第6条）
- 第4章 業務監査（第7条～第10条）
- 第5章 会計監査（第11条・第12条）
- 第6章 監査の方法（第13条～第21条）
- 第7章 監査の報告（第22条～第25条）
- 第8章 雑則（第26条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の監事監査について定め、研究所が通則法第35条の4第1項の中長期目標及び通則法第35条の5第1項の中長期計画等に基づき、使命の達成に向けて、効果的かつ効率的な業務運営を確保することを目的とする。

第2章 監事の職責等

（監事の職責）

第2条 監事は、通則法第20条第2項の規定に基づき、理事長と同様、経済産業大臣から任命された独立の機関として、研究所の業務を監査することにより、研究所の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な研究所の統治体制の確立に資する責務を負う。

2 前項の責務を全うするため、監事は、法令等に基づき、役員（監事を除く。）、職員及び契約職員（以下「役職員等」という。）に対して事務及び事業の報告を求め、研究所の業務及び財産の状況を調査し、研究所が経済産業大臣に提出しようとする書類を調査し、重要な会議に出席し、役職員等及び会計監査人から受領した報告内容を検討し、並びに役職員等に対する助言等を行う。また、監査の結果に基づき、必要があると認める場合には、理事長又は経済産業大臣に意見を提出するなど、適切な措置を講じるとともに、役員（監事を除く。）に法令違反等の事実があると認めるときは、遅滞なく、理事長及び経済産業大臣に報告するものとする。

（監事の基本的心得）

- 第3条** 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。
- 2 監事は、監査の品質の向上を図るため、監事向けの研修へ参加する等、常に自己研鑽に努めるものとする。
- 3 監事は、適正な監査視点の形成のため、業務運営全般の見地から運営上の課題についての認識を深め、業務運営状況の推移と研究所を巡る環境の変化を把握するよう努めるものとする。
- 4 監事は、日常から研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所成果活用事業者出資業務規程（令01規程第15号）第7条の規定により出資することが決定された成果活用事業者及び国立研究開発法人産業技術総合研究所成果活用等支援法人出資業務規程（令04規程第23号）第6条の規定により出資することが決定された成果活用等支援法人（以下単に「出資先」という。）の役職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるものとする。
- 5 監事は、監査機関たる地位にあるものとしての正当な注意をもって、監査を行うものとする。
- 6 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うものとする。
- 7 監事は、職務上知り得た秘密の保持に十分に注意するとともに、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 監事は、退任する際は、監査業務の継続性を図るため、担当した業務に関する情報を書面又は適宜の方法により、後任の監事に引き継ぐものとする。

第3章 監事監査の環境整備

（監事間の情報の共有）

- 第4条** 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

（理事長との会合）

- 第5条** 監事は、理事長と定期的及び必要に応じて会合を持ち、理事長の業務運営方針を確認するとともに、研究所が対処すべき課題、研究所を取り巻くリスク、監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）の確保、監事への報告体制その他の監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

（監事監査の実効性を確保するための体制）

- 第6条** 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行し、監事監査の実効性を確保するため、役職員等が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、補助職員が役職員等から独立した体制、補助職員に監査に関する事務を行わせることができる体制、その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するよう理事長に求めるものとする。
- 2 補助職員及び監査を受ける関係者は、監事の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料又は物件を提示し、説明及び報告等を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

第4章 業務監査

(業務監査の内容)

第7条 監事は、次の各号に掲げる研究所の業務の監査を行うものとする。

- 一 中長期目標及び中長期計画等に基づき実施される業務の監査
- 二 理事長の意思決定の状況の監査
- 三 理事長による内部統制システムの構築・運用状況の監査
- 四 コンプライアンス推進の状況の監査

2 監事は、通則法第19条の2の規定に基づき、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくはそのおそれがあると認めるとき、又は通則法、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号。次項において「個別法」という。）若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、経済産業大臣に報告しなければならない。

3 監事は、役職員等から、他の役職員等が不正の行為をし、若しくはそのおそれがあるとの報告を受けたとき、又は通則法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合で、必要があると認めるときは、理事長に報告するとともに、経済産業大臣に報告するものとする。

(中長期目標及び中長期計画等に基づき実施される業務の監査)

第8条 監事は、研究所が中長期目標及び中長期計画等に基づき実施する業務全般について、監査するものとする。

(理事長の意思決定の状況監査)

第9条 監事は、理事長の意思決定の状況を監査するものとする。

2 監事は、理事長の意思決定に関与する理事会、産総研グループ経営会議、執行会議、人事委員会、その他重要な会議へ出席すること、研究所が次の各号に掲げる書類を経済産業大臣に提出しようとする場合に当該書類を調査することその他の方法により、理事長の意思決定の過程を監視し、検証するものとする。会議への出席又は書類の調査を実施した場合には、適宜の方法により証跡を残すものとする。

- 一 通則法第19条第6項に規定する書類
- 二 前号のほか研究所の規程等に規定する書類

3 次の各号に掲げる書類は、監事に回付し、又は報告するものとする。

- 一 会計検査院に提出する重要な書類
- 二 コンプライアンスの推進に係る重要な書類
- 三 業務に関する重要な報告その他の書類

(内部統制システムの構築・運用状況の監査)

第10条 監事は、通則法第28条第2項に基づき、研究所が国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（13業務方法書第1号）に記載した内部統制システムの構築・運用の状況について、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）を参考に、監査するものとする。

2 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する報告を理事長に対し定期的に求めるほか、監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状

況を監査するものとする。

- 3 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、随時理事長に報告するとともに、必要があると認めるときは、内部統制システムの改善を助言するものとする。
- 4 監事は、内部統制システムの内容が相当でないとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において役員（監事を除く。）の忠実義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載するものとする。

第5章 会計監査

（会計監査の内容）

- 第11条** 監事は、事業年度を通じて研究所の業務を監査することにより、経済産業大臣に提出する財務諸表が、研究所の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて検証するものとする。
- 2 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかどうかを監視し、検討するものとする。
 - 3 監事は、会計監査人から会計監査報告及び会計監査に関する書類を受領し、会計監査上の重要事項について会計監査人に説明を求めることができるものとする。
 - 4 監事は、会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。

（会計監査の実効性を確保するための体制の確認）

- 第12条** 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監事は、次の各号に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、及び適宜説明を求めることにより、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか確認を行うものとする。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

第6章 監査の方法

（監査の種類）

- 第13条** 監査は監査計画に基づき年間を通じて実施するとともに、必要があると認める場合には随時又は臨時に実施するものとする。

- 2 監査は、書面及び実地による方法により行うものとする。

（監査計画）

- 第14条** 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする。
- 2 監事は、監査計画を理事長に通知するものとする。
 - 3 監査計画は、必要に応じ適宜修正するものとする。

(会議等への出席・意見陳述)

第15条 監事は、業務運営状況を把握するため、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができるものとする。

(文書の閲覧)

第16条 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、監事は必要があると認めるときは、役職員等に説明を求め、又は意見を述べるができるものとする。

2 監事は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかどうかを調査し、必要があると認めるときは、役職員等に説明を求め、又は意見を述べるができるものとする。

(役職員等に対する調査等)

第17条 監事は、通則法第19条第5項の規定に基づき、いつでも、役職員等に対して事務及び事業の報告を求め、又は研究所の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。

2 監事は、必要に応じ、ヒアリングその他の方法により調査を実施し、十分に事実を確認し、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めるものとする。

(出資先に対する調査等)

第18条 監事は、その職務を行うため必要がある場合には、出資先に対して事業の報告を求め、又はその出資先の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。

2 前項の出資先は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、出資先の監事、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を行うものとする。

(他の監査部門等との連携)

第19条 監事は、監査部門等及び評価部門等と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

2 監事は、監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。また、監事は、監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用するものとする。

3 監事は、研究所の役員（監事を除く。）のほか、内部統制を推進する組織から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。

(会計監査人との連携)

第20条 監事は、会計監査人から役員（監事を除く。）の職務の執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告を受け、必要があると認める場合には、理事長に報告するとともに、経済産業大臣に報告するものとする。

2 監事は、定期的に及びその職務を行うため必要があると認める場合には随時、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めるとともに、積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と緊密な連携を保つことに努めるものとする。

3 監事は、会計監査人から提出された会計監査報告の参考資料に記載された内容について会計監査人に質問するなど、会計監査人からもたらされた情報を自らの監査業務に活用するも

のとする。

(独立行政法人評価制度委員会等との連携)

第21条 監事は、独立行政法人評価制度委員会の意見等が業務運営に適切に反映されていることを確認すること及び経済産業大臣に提出した監査報告を同委員会に送付すること等により、同委員会との連携の強化に努めるものとする。

2 監事は、会計検査院、総務省行政評価局、財務省等の第三者機関が実施した調査等の情報を収集し、監査業務への活用に努めるとともに、これらの機関等が実施する監事や補助職員等を対象とする研修への積極的な参加を通じて、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

第7章 監査の報告

(監査調書の作成)

第22条 監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書として記録し、一定期間保存するものとする。

(監査報告の作成・提出)

第23条 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、理事長及び経済産業大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

2 監査報告には、国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成13年経済産業省令第108号）において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、監事は、業務の執行状況及び会計処理上改善を要すると認められるもののうち軽易なものについては、当該監査実施部署の責任者に口頭で伝達し、その改善措置を指示することができる。

(監査報告の公表及び周知)

第24条 監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。公表は、情報公開窓口に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(意見の提出及びその後の確認)

第25条 監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断した場合には、理事長又は経済産業大臣に対してその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。

第8章 雑則

(改正)

第26条 この規程を改正する場合には、理事長はあらかじめ監事に協議しなければならない。

附 則（26規程第88号・全部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（29規程第7号・全部改正）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（30規程第29号・一部改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令01規程第15号・一部改正）

この規程は、令和元年10月3日から施行する。

附 則（令01規程第27号・一部改正）

この規程は、令和2年2月28日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第24号・一部改正）

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。